

「まん延防止等重点措置」に伴う飲食店支援 時短要請の協力金を支給します

政府による新潟県全域への「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、市内飲食店は、1月21日（金）から2月13日（日）までの24日間、感染防止対策の実施と、午前5時から午後8時までの時間短縮営業等に取り組んでいただきます。市職員等が全店舗を訪問するなど、現地確認を行いながら、感染防止対策の徹底に努めてまいります。

協力いただいた飲食店等に対しては、県が示す制度概要に基づき、1店舗あたり60万円～（最大480万円）の協力金を、下記のとおり支給します。

長岡市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

- 1 制度内容** 感染対策を講じて、24日間全て時短要請に応じた飲食店等に対して、1店舗（飲食店営業許可証単位）ごとに支給します。別紙参照
- 2 申請期間** 協力要請終了翌日（2月14日（月）予定）から
- 3 申請方法** 事業者向け総合相談窓口（大手通2-6 大手通庁舎6階・TEL0258-39-1238）に、申請書類一式を郵送で。
※申請書類等は、申請開始までに市内飲食店に郵送するほか、ホームページからもダウンロードできます。
- 4 事業費** 1,530,574千円
協力金 1,500,000千円
事務費 30,574千円（申請書発送、窓口受付、営業確認業務等）
※1月21日付けで専決処分して対応する。
（事業費については、県が負担。）

〈参考〉「まん延防止等重点措置」の適用に伴う協力要請の内容

要請期間	令和4年1月21日（金）0時から令和4年2月13日（日）24時まで（24日間） ※準備等やむを得ない事情がある場合は、1月24日（月）0時までに協力を開始
対象施設	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（約1,800店舗） ※結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む ※宅配・テイクアウトサービスは除く
要請内容	時短要請等 ・原則、営業時間は20時までとし、酒類の提供は禁止（利用者の持込を含む） ・ただし、「にいがた安全なお店応援プロジェクト認証店」は21時までの営業と、酒類の提供を認める ・時短要請の対象店舗は、酒類の提供に関係なく、20時以降営業している全ての飲食店 人数の制限 ・同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること

〔 問い合わせ：商工部産業支援課 TEL0258-39-2222 〕